

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年8月28日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務（以下「本件業務」という。）

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約の日から令和3年1月25日（月）まで

(4) 委託業務の履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 点検の開始日までに点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。証明に当たっては、「川崎式BK117C-2型」と同機種を、国内において点検整備した実績等を証明する書類又は「川崎式BK117C-2型」について航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第36条に規定する事業

場認定を受けた者であることを証明する書類（事業認定書（写）等）を提示するとともに、明確な方法により行うこと。

- (4) 本件業務の技術上の確認を行う整備士に係る航空法(昭和 27 年法律第 231 号) 第 23 条の規定に基づく証明書類（別紙 1）をアに掲げる期間までにイに掲げる場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出した者であること。

ア 公告日から令和 2 年 9 月 7 日（月）までの執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。なお、郵送による場合にあっては、令和 2 年 9 月 7 日（月）の午後 5 時 15 分までにイに掲げる場所に必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係（愛媛県庁第一別館 3 階）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号 (089)912-2316（係直通）

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号 (089)912-2316（係直通）

- (2) 入札書の受領期限

令和 2 年 9 月 11 日（金）午後 1 時 59 分

- (3) 開札の日時及び場所

令和 2 年 9 月 11 日（金）午後 2 時 00 分
愛媛県庁第二別館 3 階 県民環境部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 8 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し若しくは支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 137 条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が必要と認めた場合、この公告に示した業務を受託できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を受託できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。